

答申第132号（諮問第188号事案）

答 申

第1 審査会の結論

宮城県知事は、本件異議申立ての対象となった部分開示決定において開示しないこととした情報について、別紙1のとおりその一部を開示すべきである。

第2 異議申立てに係る経過

- 1 異議申立人は、平成22年5月27日、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、宮城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「ケアハウス〇〇への補助金（平成8年度、9年度）に係る資料」について、開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、次のものを特定した（以下「本件行政文書」という。）。
 - (1) 「平成8年度老人福祉施設等整備事業費補助金について（ケアハウス）」（平成9年4月10日）（以下「文書イ」という。）
 - (2) 「平成8年度老人福祉施設整備事業費補助金について（ケアハウス）」（平成9年3月28日）（以下「文書ロ」という。）
 - (3) 「平成8年度老人福祉施設等整備事業費の内示について（通知）（ケアハウス・設備整備費）」（平成8年7月10日）
 - (4) 「平成8年度老人福祉施設等整備事業費の内示について（通知）（ケアハウス）」（平成8年5月30日）

その上で、(3)及び(4)の行政文書を開示し、文書イ及び文書ロについては、部分開示決定（以下「当該処分」という。）を行い、一部について行政文書の開示をしない理由を次のとおり付して、平成22年6月9日付けで異議申立人に通知した。

条例第8条第1項第2号該当

当該行政文書には、ケアハウスの従業員の氏名が記載されている。これらは個人に関する情報であって、公開することにより、特定の個人が識別され、

若しくは識別され得るため。又は、特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるため。

条例第8条第1項第3号該当

当該文書には、社会福祉法人が業者から徴した見積書が記載されている。これは法人等に関する情報であって、公開することにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるため。

- 3 これに対し、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、平成22年7月21日付けで異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関に当該処分のうち、条例第8条第1項第3号該当を理由に開示しないこととした部分（以下「本件処分」という。）に限定し、その取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書等において述べている内容によると、おおむね次のとおりである。

- (1) 実施機関が一部非開示にした理由は「社会福祉法人が業者から徴した見積書には、当該業者の事業に関する取引情報が含まれていると認められるため、公開することにより、当該業者の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれるため」となっている。

一般に見積書にはそれぞれの企業の競争上の駆け引きが存在することは理解できるが、見積書どおりの金額で納入させ支払いを済ませ合計金額が開示されているのであれば品目やそれぞれの合計額を開示することで業者にどのような不利益が生じるのであろうか。

また、実施機関は、設備備品納入内訳書の単価や金額までも非開示とした。どの業者から納入されたのかも特定できない設備備品納入内訳書を非開示とする理由を条例第8条第1項第3号に求めることは的外れである。

税金を投入した補助金が何に使われたのかを明らかにすることで「当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれる。」とした知事の判断は誤っている。

(2) 備品等を納入したとされる二業者は、会社登録されていない形態不明の組織であることが判明した。社会福祉法人が、取引実態の無い架空の業者との取引を行う必要はどこにあったのか疑問が深まるばかりであり、補助金交付に当たりどのような審査がなされたのか知りたいところである。

仮に、架空取引が行われていたとしたなら、どうなるのか。その運営に高い倫理性と奉仕精神が求められる社会施設にあるまじき行為が行われた可能性があるのである。それでも条例にもとづいて「法人の権利、競争上の地位その他正当な利益」を当該法人に保障しなければならないとしたなら、条例の存在意義そのものが揺らいでしまうと考える。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書等において述べている内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

条例第8条第1項第3号について

本件行政文書には、社会福祉法人が業者から徴した見積書が含まれており、当該業者の事業に関する取引情報が記載されていることから、公開することにより、当該業者の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められる。

また、設備備品購入内訳書は、直接的には社会福祉法人が補助金の請求等のために作成した資料ではあるが、当該資料をすべて公開することにより、見積書に記載された業者の事業に関する取引情報が類推できると判断し、部分開示としたものである。

なお、上記第2の2の本件行政文書に係る件名等について、実施機関から記載のとおり訂正する旨の説明があった。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方

条例は、「地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実を推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならない。

当審査会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

2 本件行政文書について

本件行政文書は、「社会福祉法人〇〇」が軽費老人ホーム「ケアハウス〇〇」を整備するに当たり、老人福祉施設等整備事業費補助金交付要綱（平成7年1月6日施行）等に基づき実施機関に提出した平成8年度老人福祉施設等整備事業費補助金交付申請書、平成8年度老人福祉施設等（ケアハウス施設）整備事業実績報告書、各取引業者から徴収した見積書及びこれらの添付書類等の補助金に関連する一連の文書である。

3 審査の対象について

異議申立人は、異議申立ての趣旨のとおり、当該処分のうち、本件処分に限定し、その取消しを求めるとしていることから、この部分に限定し、審査するものとする。

なお、本件処分に含まれる文書の構成は、次のとおりである。

- ・「見積書」（見積金額470,504,000円に係るもの）（以下「見積書A」という。）
- ・「御見積書」（見積金額12,360,000円に係るもの）（以下「見積書B」という。）
- ・「御見積書」（見積金額8,240,000円に係るもの）（以下「見積書C」という。）
- ・「御見積書」（見積金額5,150,000円に係るもの）（以下「見積書D」という。）
- ・「設備備品購入内訳書」（以下「設備備品購入内訳書A」という。）
- ・「15 設備備品購入内訳書」（以下「設備備品購入内訳書B」という。）

4 条例第8条第1項第3号該当性について

条例第8条第1項では、実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならないと規定しており、同項第3号本文では、「法人その他の団体(国，独立行政法人等，地方公共団体，地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利，競争上の地位その他正当な

利益が損なわれると認められるもの」が掲げられている。

また、同号ただし書は、「事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」である場合には、同号本文に該当する場合であっても、行政文書の開示をしなければならないと規定している。

同号本文に規定する「権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるもの」とは、生産技術、営業若しくは販売上のノウハウに関する情報若しくは経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する情報であって、公開することにより、法人等若しくは事業を営む個人の事業活動が損なわれると認められるもの又は法人等若しくは事業を営む個人の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれると認められる情報をいうと解される。

実施機関は、上記見積書A、見積書B、見積書C、見積書D、設備備品購入内訳書A及び設備備品購入内訳書Bに含まれる情報が、同号本文に該当することから、以下、その妥当性について、個別に検討する。

(1) 文書イについて

① 見積書A

本件処分では、当該文書のうち、建設工事の概要が記載されている部分に対応する内訳部分の全部が非開示とされている。そのうち、各項目名（名称、規格寸法、単位呼称、数量、単価、金額及び備考）については、一般的に想定しうる内容であり、開示することが妥当である。また、名称欄、規格寸法欄、単位呼称欄、金額欄、備考欄及び欄外情報については、これらの情報を開示しても、当該業者の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるとは言えず、開示することが妥当である。

しかしながら、名称欄等に記載のある各項目に対応する単価欄に係る情報については、当該業者の事業に関する取引情報が含まれており、これらの情報を開示した場合、当該業者の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるため、非開示とすることが妥当である。

加えて、名称欄等に記載のある各項目に対応する数量欄に係る情報を開示した場合、金額欄に係る情報との関連から、単価欄に係る情報が明らかとなり、当該業者の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるため、非開示とすることが妥当である。

もっとも、名称欄等に記載のない各項目に対応する単価欄及び数量欄に係る情報については、これらの情報を開示しても、当該業者の権利、

競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるとは言えず、開示することが妥当である。

② 見積書B

本件処分では、当該文書のうち、総括部分の名称欄、数量欄、単価欄及び金額欄とそれに対応する内訳部分の全部が非開示とされている。そのうち、総括部分の名称欄については、これらの情報を開示しても、当該業者の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるとは言えず、開示することが妥当である。

さらに、数量欄に係る情報については、「設備備品購入内訳書A」及び「設備備品購入内訳書B」で既に一部が開示されており、これらの情報を開示しても、当該業者の権利、競争上の地位、その他正当な利益が損なわれると認められるとまでは言えず、開示することが妥当である。

しかしながら、名称欄に記載のある各項目に対応する単価欄に係る情報については、当該業者の事業に関する取引情報が含まれており、これらの情報を開示した場合、当該業者の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるため、非開示とすることが妥当である。

加えて、金額欄に係る情報を開示した場合、数量欄に係る情報との関連から、単価欄に係る情報が明らかとなり、当該業者の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるため、非開示とすることが妥当である。

一方、その全部が非開示とされている内訳部分のうち、各項目名（品名、仕様、数量、単価、金額、備考、小計及び計）については、一般的に想定しうる内容であり、開示することが妥当である。また、品名欄、仕様欄、備考欄、小計欄、計欄及び欄外情報については、これらの情報を開示しても、当該業者の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるとは言えず、開示することが妥当である。

さらに、数量欄に係る情報については、「設備備品購入内訳書A」及び「設備備品購入内訳書B」で既に一部が開示されており、これらの情報を開示しても、当該業者の権利、競争上の地位、その他正当な利益が損なわれると認められるとまでは言えず、開示することが妥当である。

しかしながら、品名欄に記載のある各項目に対応する単価欄に係る情報については、当該業者の事業に関する取引情報が含まれており、これらの情報を開示した場合、当該業者の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるため、非開示とすることが妥当である。

加えて、品名欄に記載のある各項目に対応する金額欄に係る情報を開

示した場合、数量欄に係る情報との関連から、単価欄に係る情報が明らかとなり、当該業者の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるため、非開示とすることが妥当である。

もっとも、品名欄に記載のない各項目に対応する単価欄及び金額欄に係る情報については、これらの情報を開示しても、当該業者の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるとは言えず、開示することが妥当である。

③ 見積書C

本件処分では、当該文書のうち、総括部分の名称欄、数量欄、単価欄及び金額欄とそれに対応する内訳部分の全部が非開示とされている。そのうち、総括部分の名称欄については、②において判断したとおり、これらの情報を開示しても、当該業者の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるとは言えず、開示することが妥当である。

さらに、数量欄に係る情報については、「設備備品購入内訳書A」及び「設備備品購入内訳書B」で既に開示されており、これを非開示とする理由がないため、開示することが妥当である。

しかしながら、名称欄に記載のある各項目に対応する単価欄に係る情報については、②において判断したとおり、当該業者の事業に関する取引情報が含まれており、これらの情報を開示した場合、当該業者の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるため、非開示とすることが妥当である。

加えて、金額欄に係る情報を開示した場合、上記で非開示とする理由がないと判断した数量欄に係る情報との関連から、単価欄に係る情報が明らかとなり、当該業者の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるため、非開示とすることが妥当である。

一方、その全部が非開示とされている内訳部分のうち、各項目名（品名、仕様、数量、単価、金額、備考、小計及び計）については、②において判断したとおり、一般的に想定しうる内容であり、開示することが妥当である。また、品名欄、仕様欄、備考欄、小計欄、計欄及び欄外情報については、これらの情報を開示しても、当該業者の権利、競争上の地位、その他正当な利益が損なわれると認められるとは言えず、開示することが妥当である。

さらに、数量欄に係る情報については、「設備備品購入内訳書A」及び「設備備品購入内訳書B」で既に一部が開示されており、これらの情報を開示しても、当該業者の権利、競争上の地位、その他正当な利益が

損なわれると認められるとまでは言えず、開示することが妥当である。

しかしながら、品名欄に記載のある各項目に対応する単価欄に係る情報については、②において判断したとおり、当該業者の事業に関する取引情報が含まれており、これらの情報を開示した場合、当該業者の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるため、非開示とすることが妥当である。

加えて、品名欄に記載のある各項目に対応する金額欄に係る情報を開示した場合、②において判断したとおり、数量欄に係る情報との関連から、単価欄に係る情報が明らかとなり、当該業者の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるため、非開示とすることが妥当である。

もっとも、品名欄に記載のない各項目に対応する単価欄及び金額欄に係る情報については、②において判断したとおり、これらの情報を開示しても、当該業者の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるとは言えず、開示することが妥当である。

④ 見積書D

本件処分では、当該文書のうち、総括部分の名称欄、数量欄及び金額欄が非開示とされている。そのうち、名称欄及び数量欄については、これらの情報を開示しても、当該業者の権利、競争上の地位、その他正当な利益が損なわれると認められるとは言えず、開示することが妥当である。

しかしながら、金額欄に係る情報については、当該文書においては、単価と同じ意味を持つ情報であり、これらの情報を開示した場合、当該業者の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるため、非開示とすることが妥当である。

⑤ 設備備品購入内訳書A

本件処分では、当該文書のうち、数量が1以外の数量に対応する単価欄、品名欄に記載のある各項目に対応する金額欄及び計欄が非開示とされている。そのうち、計欄については、これらの情報を開示しても、当該業者の権利、競争上の地位、その他正当な利益が損なわれると認められるとは言えず、開示することが妥当である。

しかしながら、数量が1以外の数量に対応する単価欄に係る情報については、当該業者の事業に関する取引情報が含まれており、これらの情報を開示した場合、当該業者の権利、競争上の地位その他正当な利益が

損なわれると認められるため、非開示とすることが妥当である。

加えて、品名欄に記載のある各項目に対応する金額欄に係る情報を開示した場合、数量欄に係る情報との関連から、単価欄に係る情報が明らかとなり、当該業者の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるため、非開示とすることが妥当である。

(2) 文書ロについて

① 見積書B、見積書C及び見積書D

当該文書は、上記(1)②、③及び④に係る文書と全く同一のものであると認められることから、非開示部分についての判断は省略する。

② 設備備品購入内訳書B

本件処分では、当該文書のうち、数量が1以外の数量に対応する単価欄、品名欄に記載のある各項目に対応する金額欄及び計欄が非開示とされている。そのうち、計欄については、これらの情報を開示しても、当該業者の権利、競争上の地位、その他正当な利益が損なわれると認められるとは言えず、開示することが妥当である。

しかしながら、数量が1以外の数量に対応する単価欄に係る情報については、上記(1)⑤において判断したとおり、当該業者の事業に関する取引情報が含まれており、これらの情報を開示した場合、当該業者の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるため、非開示とすることが妥当である。

加えて、品名欄に記載のある各項目に対応する金額欄に係る情報を開示した場合、上記(1)⑤において判断したとおり、数量欄に係る情報との関連から、単価欄に係る情報が明らかとなり、当該業者の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるため、非開示とすることが妥当である。

なお、当審査会は、本件処分の妥当性について判断を行うものであり、上記第3の2(2)の異議申立人の主張については、当審査会の判断する内容ではない。

5 結論

以上の審議により、実施機関が非開示と判断した情報について、審査会が行った判断は、別紙1のとおりである。

第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙2のとおりである。

別紙 1

No.	本件非開示情報	審査会の判断
①	見積書 A	
	内訳部分	
	項目名	開示
	名称欄	開示
	規格寸法欄	開示
	単位呼称欄	開示
	数量欄	
	名称欄等に記載のある各項目に対応するもの	非開示
	名称欄等に記載のない各項目に対応するもの	開示
	単価欄	
	名称欄等に記載のある各項目に対応するもの	非開示
	名称欄等に記載のない各項目に対応するもの	開示
	金額欄	開示
	備考欄	開示
	欄外情報	開示
②	見積書 B	
	総括部分	
	名称欄	開示
	数量欄	開示
	単価欄	非開示
	金額欄	非開示
	内訳部分	
	項目名	開示
	品名欄	開示
	仕様欄	開示
	数量欄	開示
	単価欄	
	品名欄に記載のある各項目に対応するもの	非開示
	品名欄に記載のない各項目に対応するもの	開示
	金額欄	
	品名欄に記載のある各項目に対応するもの	非開示
	品名欄に記載のない各項目に対応するもの	開示
	備考欄	開示
	小計欄	開示

No.	本件非開示情報		審査会の判断
		計欄	開示
		欄外情報	開示
③	見積書C		
	総括部分		
		名称欄	開示
		数量欄	開示
		単価欄	非開示
		金額欄	非開示
	内訳部分		
		項目名	開示
		品名欄	開示
		仕様欄	開示
		数量欄	開示
		単価欄	
		品名欄に記載のある各項目に対応するもの	非開示
		品名欄に記載のない各項目に対応するもの	開示
		金額欄	
		品名欄に記載のある各項目に対応するもの	非開示
		品名欄に記載のない各項目に対応するもの	開示
		備考欄	開示
		小計欄	開示
		計欄	開示
		欄外情報	開示
④	見積書D		
	総括部分		
		名称欄	開示
		数量欄	開示
		金額欄	非開示
⑤	設備備品購入内訳書A		
		単価欄	非開示
		金額欄	非開示
		計欄	開示
⑥	設備備品購入内訳書B		
		単価欄	非開示

No.	本件非開示情報		審査会の判断
	金額欄		非開示
	計欄		開示

別紙 2

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
22. 8. 6	○諮問を受けた（諮問第188号）。
22. 9. 6	○異議申立人から意見書を受理した。
22. 9. 28 (第293回審査会)	○事案の審議を行った。
22. 10. 27 (第294回審査会)	○事案の審議を行った。
22. 11. 22 (第295回審査会)	○事案の審議を行った。
22. 12. 21 (第296回審査会)	○実施機関から非開示理由等を聴取した。
23. 1. 24 (第297回審査会)	○事案の審議を行った。
23. 2. 14 (第298回審査会)	○事案の審議を行った。

(参考)

宮城県情報公開審査会委員名簿

(平成22年9月30日まで)

氏名	区分	備考
蘆立順美	学識経験者	
布田勉	学識経験者	会長職務代理者
馬場亨	法律家	会長
森山博	法律家	
矢吹真理子	情報公開を理解する者	

(五十音順)

(平成23年6月14日現在)

氏名	区分	備考
蘆立順美	学識経験者	
杉山茂雅	法律家	
布田勉	学識経験者	会長職務代理者
森山博	法律家	会長
矢吹真理子	情報公開を理解する者	

(五十音順)